

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年12月3日(2009.12.3)

【公開番号】特開2009-6013(P2009-6013A)

【公開日】平成21年1月15日(2009.1.15)

【年通号数】公開・登録公報2009-002

【出願番号】特願2007-171556(P2007-171556)

【国際特許分類】

A 47 L 9/32 (2006.01)

A 47 L 9/00 (2006.01)

【F I】

A 47 L 9/32 A

A 47 L 9/00 105 A

A 47 L 9/00 Z

A 47 L 9/00 102 Z

【手続補正書】

【提出日】平成21年10月21日(2009.10.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

吸気口から塵埃を吸い込むための送風機が設けられた掃除機本体部と、前記吸気口を有する吸気口部に接続された接続管と、前記接続管及び前記掃除機本体部を接続する接続ホースと、前記掃除機本体部を移動可能に支持する車輪部と、を備えてなる電気掃除機であって、

前記掃除機本体部の前部に接続されて該掃除機本体部から上方に長尺状を成し、該掃除機本体部を移動させるための操作に用いられる本体操作把手を備えてなり、

前記車輪部が、前記掃除機本体部の後部の両側に設けられ、外周が該掃除機本体部の後端よりも後方に突出した一対の後輪を含んでなることを特徴とする電気掃除機。

【請求項2】

前記本体操作把手の前記掃除機本体部に対する角度を調整するための角度調整手段を更に備えてなる請求項1に記載の電気掃除機。

【請求項3】

前記本体操作把手が、一箇所又は複数箇所で曲折可能であって、

前記掃除機本体部に、一箇所又は複数箇所で曲折された前記本体操作把手をその状態で固定する把手固定部が設けられてなる請求項1または2に記載の電気掃除機。

【請求項4】

前記掃除機本体部の後端から後方に突出し、該掃除機本体部が略直立されたときに床面と接触することにより、前記後輪と共に前記掃除機本体部を支持する後端支持部を更に備えてなり、

前記後端支持部が折り畳み可能である請求項1～3のいずれかに記載の電気掃除機。

【請求項5】

前記掃除機本体部の重心が少なくとも前記後輪の床面への接触位置よりも後方に位置する状態で、該掃除機本体部の下面を前記接続管に連結する本体連結手段を更に備えてなる請求項1～4のいずれかに記載の電気掃除機。